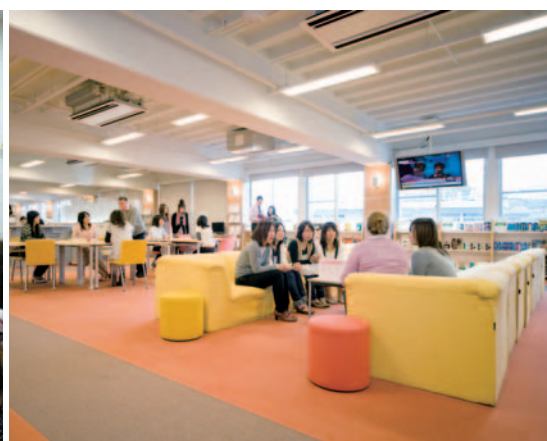


月報私学

8 2011
VOL.164

日本私立学校振興・共済事業団広報



広島文教女子大学の正門から（写真右下）
写真提供：広島文教女子大学（広島県広島市）

CONTENTS

- 平成22年度 学術研究振興資金 若手研究者からの活動報告…………… 2
- 平成22年度 私学活性化勉強会 「大学経営と I R 活動」…………… 3
- 自己診断チェックリストをご活用ください…………… 6
- 「限度額適用認定証」の交付申請／接骨院・整骨院の施術を受けるとき…………… 9
- 平成23年度 特定健康診査等の確実な実施に向けて……………10
- 東日本大震災にかかる私学共済制度の取り扱い……………11
- 共済業務の相談窓口……………12
- 私学共済相談員一覧／災害貸付……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成二十二年 度 学術研究振興資金

若手研究者からの活動報告

神奈川大学 理学部

特別助教 松永 諭 氏

私は、神奈川大学理学部化学科にて多孔性金属錯体きよくたいの研究を行っています。多孔性材料とは、ナノメートル（一〇億分の一メートル）程度の極めて小さな孔（あな）を無数に持つ物質で、よく知られている活性炭やゼオライトもその一つです。この無数の小さな孔は様々な物質を取り込むため、消臭・環境浄化作用に広く使われており、最近も放射性物質を含む水の浄化にゼオライトが有望であるという報道がありました。また、孔が存在することで非常に大きな表面積（活性炭一キログラムで東京ドームの建築面積の数十分にも相当）を持つているため、それを利用した触媒反応も工業的に極めて重要な用途です。その中でも私は、次世代多孔性材料として注目されている多孔性金属錯体の合成研究をしています。多孔性金属錯体（MOFもしくはPCPと呼ばれる）は、金属原子と有機分子をあたかも積み木細工のように積み重ねることで、ナノメートルサイズの孔を形成した金属錯体の一種です。大きな表面積を示すことは従来

の多孔性材料と同じですが、分子レベルで孔の大きさをコントロールでき、触媒反応を起こすように孔の表面を修饰できることなどが魅力の物質で、現在世界中で爆発的な研究の広がりを見せています。この多孔性金属錯体の構成金属に、触媒として有用な貴金属（ロジウムやプラチナ）を使い、高性能で今までにない触媒へと展開していくことを目的に日夜研究に励んでいます。

昨年度、日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金（若手研究者奨励金）の援助を受け研究を行うことができました。研究に使う貴金属は非常に高価ですので、研究助成をいただくことができれば非常に助かりました。ましてや私のような駆け出しの若手研究者は研究業績面で見劣りするため、研究費助成の機会が多くはなく、非常に貴重でした。

多孔性金属錯体は、神奈川大学の森和亮教授によって創始された物質であり、日本発の技術として世界にアピールしていく必要があります。そのためには若手研究者のさらなる活躍が重要であり、本助成のような若手への助成が充実することを期待しつつ、また自分もその活躍の一端を担えるようさらなる努力をしていきたいと思っています。

私学事業団では、学術研究振興基金の運用益により交付される『学術研究振興資金』の一部を、優れた研究能力を有する若手研究者を支援するために『学術研究振興資金（若手研究者奨励金）』として交付しています。今回は、平成二十二年の奨励金に採択されました二名の若手研究者の取り組み内容や感想についてご紹介します。

産業技術短期大学 機械工学科

助教 浅尾 慎一 氏

私の研究分野は計算流体力学です。計算流体力学ではコンピュータを用いて流体の流れを計算し、コンピュータ上で流れを模擬することで、仮想的に実験を行います。コンピュータによる仮想実験は通常の実験に比べ、実験にかかるコストや実験時間を大幅に削減できます。また、計算流体力学を用いると核融合・核分裂を伴う実験や心臓内の流れを解析するような、現実には難しい実験も行うことができるようになります。

機械工学の分野において、機械の動きがある場合、目には見えない流れが必ず発生します。その流れによって機械効率及び熱効率の低下、製品の劣化などを引き起こす可能性があります。計算流体力学では、直接見ることができない流れの状態や計測が困難な圧力や温度、流速について、コンピュータを用いて計算しディスプレイ上に表示します。また、すべての計算領域内においてあらゆる物理的なパラメータ（圧力、温度、流速）を算出し、流れを調べることが出来ます。

さらに、コンピュータ上では機械の

形状をいくらでも変形させることができるため、最適設計も低コストで行うことが可能になります。このように、計算流体力学では、今まで把握できなかった流れを知り、流れを操ることが可能になります。

計算流体力学で用いるコンピュータはスーパーコンピュータを用いることが多いですが、最近のコンピュータ技術の発展により、市販のコンピュータでも複雑な計算ができるようになっています。さらに、今日のCPUはマルチコアプロセッサが主流となり、並列化が容易になりました。計算の並列化とは計算を同時に行うことにより、計算時間を短縮することを言います。例えば、畑を耕すのに一人で耕すよりも二、三人で一緒に耕す方が速く仕事は終わります。これと同じようなことをコンピュータでも行います。

昨年度は、日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金を用いて、並列コンピュータ・タイミングシステムを構築しました。若手の研究者にとつて、各種の振興資金を得ることが難しい中、援助を受けることができ、大変感謝しております。計算流体力学の研究が少しでも皆様に貢献できるよう、精進していきたいと思っています。

平成二十二年 度 私学活性化勉強会

「大学経営とIR活動」

近年、高等教育の質保証に対する社会的要請の高まりや経営環境の厳しさが増す中、注目を集めているものの一つにIR (Institutional Research) があります。直訳すると組織調査ですが、大学の中にある様々な情報を活用し、教育、研究等の大学の業務の改善や意思決定の支援情報のデザイン、収集、分析、評価、活用、提供などの中核を担うこの業務は、アメリカの大学での管理運営や経営に欠かせないものとなっております。大学上層部、教員、職員、さらには学生のために、意思決定へ導くためのより良い情報を提供する仕組みやIR活動を担う「IRオフィサー」と呼ばれる専門職も確立しており、A I R (Association for Institutional Research) という団体もあります。

をご紹介します。

基調講演

A I R
エグゼクティブ・ディレクター
ランディ・スウィング氏

本日はIRの役割、つまりIRが大学を向上させるうえでのエンジンとなるかどうかについてお話ししたいと思います。

一 IRオフィサーの役割

IRオフィサーの一番重要な役割は、ただのデータを実用的な情報に変えることです。その際に、データソースやデータ分析に関する様々な手法を用い、意思決定に役立つような情報に変える作業を行っていきます。これが本日の最もお伝えしたい点です。

二番目の役割は、州政府等に対して情報を提供することです。これは、学生に対する経済支援を州政府等から得る上で前提条件となっているものです。これを果たさない限り学生に対する奨学金などを得ることができません。

三番目は、政府の政治的な決定に対して情報を提供するというものです。

また、認証評価に関しても中心的な役割を果たしております。自己点検・自己評価については、IRオフィサーが担当しております。

IRオフィサーは、新規にデータ収集を行うこともあります。通常は既存のデータを利用して分析活動を行っています。私は、IRをアクション・リサーチ (Action Research 行動調査) と呼びたいと思っています。分析の過程で、外部のベンチマークを利用して他者と比較分析をするような局面もありますが、基本的にIRにおいて情報の利用者は、学内の関係者や上司です。研究者同士の批評を意識した研究調査とは異なります。

IRオフィサーの肩書や報告先もさまざまに異なっており、自ら副学長の肩書を持つIRオフィサーもいます。

二 IRオフィサーの活動

IRオフィサーが取り扱う情報の範囲は、大学入学前、大学在籍時、そして大学卒業時 (成果) の大きく三つに分かれます。卒業時の情報には、卒業後の調査も含みます。

IRオフィサーの主な活動には、まず、調査活動が挙げられますが、調査対象として、例えば、教員の給与があります。性別、人種あるいはマイノリ

ティの人々といった属性ごとの調査です。こうした属性という観点から教員給与の調査・分析することは、訴訟対策の要素を持っていますし、調査を進めることにより、教育の状況を補完することができるのです。

また、他大学の教員給与と比較検証することは、自大学の有能な教員を流出させない、あるいは外部からの有能な教員を雇用する際の情報としても役立ちます。自大学内においても、部門間の給与を比較検証することは、学部学科間の効率的な人材配分ができていくかの分析にも役立つのです。

有能な教員を新規に採用するためには、多額の費用がかかりますので、こうした面から見ても役立ちます。

もう一つの調査対象としての在籍率や卒業率などを調査して得られる数字は高等教育機関としての評価・結果を分かりやすく表しています。例えば、性別、人種、学科や教員あるいは学生たちの入学時の特徴など、一つひとつ構成要素に分けて分析することによって、IRを進めていきます。このうち、入学者数の予測は最も重要な調査対象といえます。一般的に、学生は他の大学とかけ持ちで受験しており、どちらに入学するか分かりません。そういった部分も予測し、また、在籍率も予測した上で一番有効な数字というものを分析します。アメリカの大学やカレッジでは、学生数に応じて助成金や奨学

金などを得るため、入学者数の予測というのは、大学にとって死活問題に関わる分析となります。

次に、IRオフィサーの活動として学校案内、データブックの作成があります。概して、大学の情報の要約にすぎないと理解されていますが、IRオフィサーとしては、一般の方が見て、見やすく分かりやすいものに要約することをポイントに作業を行っています。

さらにIRオフィサーの活動として、行政等に対するデータ提供があります。こうした提供先の一つに、Integrated Postsecondary Education Data System(IPEDS)があります。これは政府が各高等教育機関に情報を提供するように求めているものです。

IPEDSに登録するためには、学内のさまざまな部署から情報を集めますが、登録されたデータは政府のものとなり、国民にThe National Center for Education Statistics(NCES)を通じて公開されています。

IPEDSで使用している項目や変数のほかに、我々はCommon Data Set(CDS)という様式を備えています。これはIPEDSの登録のために使用するほか、様々なデータをCDSという形で様式化しておくことにより、それを他でも再活用できればIR

オフィサーの負担を減らすことができます。

新しい潮流としまして、同じようなタイプの高等教育機関がコンソーシアムを形成してデータを共同利用する動きがアメリカでは出てきています。例えば、The Higher Education Data Sharing Consortium(HEDS)は一四〇校の大学が参加するコンソーシアムですが、参加料として三、〇〇〇ドルを支払い、入学データ、寄附金のデータ、あるいは登録者数、職員数などのデータについてお互いに情報の共有を行っています。

こういった基本的なデータの収集や、外部に対する報告書作成であったり、地味な比率分析であったり、ひとつひとつ数字を積み上げていくような活動を日々行っておりま。我々が使用するデータというのは、日々刻々と更新されていくのです。

なお、我々が比較検証する際には、特性分析という手法を用いますが、比較対象とする特性には四つのパターンがあります。

まず一つ目は、同規模同系統のように似たような特徴を持った高等教育機関同士との比較。二つ目が同じ地域にある高等教育機関同士との比較。三つ目に、その高等教育機関が今後目標としたい高等教育機関との比較。最後は、ウェブサイトや様々な外部のメディアなどの情報をよりどころとする比較に

なります。

三 IRオフィサーの育成

では、IRオフィサーは一体どのようにこうした業務を学んでいけばよいのでしょうか。

IRに関する高等教育プログラムというのはそれほど多くありません。IRの業務は多くの場合、OJT(注1)の形をとることが多いのです。メンター(注2)になってくれる先輩から学ぶことがほとんどですが、多くの高等教育機関ではIRオフィスは一人体制で構成されることが多いため、業務を教育するためのメンターが存在し得ないことが大きな課題となっています。

そのため、IR活動の教育訓練については、あまりよい状況とは言えません。それでも、大学院博士課程の卒業者がIRの職に就いて、AIRの年次大会におけるワークショップに参加し、約一、七〇〇人の人々が集まって一緒に勉強を進めたり、あるいはオンラインコースを使用してIRについて勉強したりしているのです。

日本においても、こうした活動が必要になるのではないかと思います。

(注1) 職場での実務を通じて行う教育訓練。
(注2) 優れた指導役。

講演①

「IRの基本原理と日本型IRの可能性」

同志社大学教授 山田 礼子氏

日本でのIRの位置づけですが、データ収集・分析が主たる機能なのか、報告業務が主たる機能なのか、また国立大学、公立大学と私立大学では異なる機能なのか、それとも財務、戦略、エンロールメント・マネジメント(注3)を行う組織であるのか、といったことも実はまだまだ議論されておりません。

IR担当者と簡単に言いますが、実はなかなか養成するのは難しいものですから、こうしたIR担当者の育成を日本の大学がそれぞれに行うのか、あるいは共通のところで行うのかということも、今後の大事な課題ではないかと思っています。

(注3) Enrollment Management 入学前から卒業後に至るまでの一貫した支援を行うマネジメント。

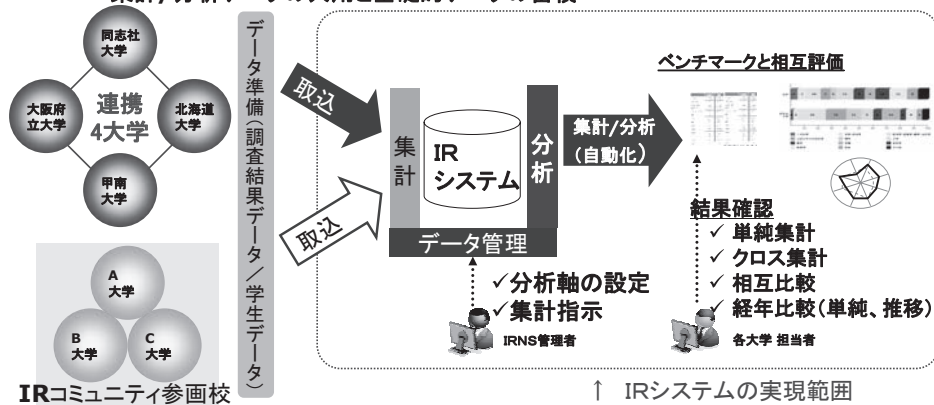
今回紹介したいのは、四大学連携のIRプロジェクトです(図参照)。これは教学部門での共通性を見出し、四大学で共通した学生調査を作り上げ、それをもとに教学改善に使っていくというものです。教学に特化したIR、

図

IRシステムの概要

複数大学の調査結果を集計・分析し、レポートを自動生成

- 共通調査のために収集された匿名化調査結果データや匿名化学生データの取込
- IRシステムに取り込んだ各データの集計、設定に応じたデータ分析
- データ分析結果(共通指標)の表示、相互評価結果の表示
- 集計/分析データの共用と基礎的データの蓄積



というような考え方で見ていただければと思います。なぜこのようなシステムを考えたかという点、簡単な操作で分析ができるようなシステムを開発しないと、日本の中ではなかなか次に進まないだろうという懸念からです。

もう一つは、私どもはこの取り組みにおいて、IR人材ワークショップを
提供しております。分析能力を人材
ワークショップの中で育成していこう
と考えております。
そうは言っても、私立大学固有のす
べてのデータが分かっている、その
データに基づいて意思決定をするため
に分析するというような高度なものは、私どものこのプロジェクトでは養
成できません。

あとはこの活動
に多くの大学が参
加していただけれ
ば、もっとベンチ
マークの層が深く
なります。先ほど
のIPEDSのよ
うに、もっとレ
ポートインゲー
タとしてお返しす
るようなことがで
きるときに、例え
ば、規模別あるい
は地域別、そして
設置形態別という
ようなことができ
れば、さらに深い
ベンチマークが可
能であるかと思
いますので、それ
を目指していきたい
というところで
す。

講演②

「日本の私立大学にとつてのIR — 中小私立の立場から —」

関西国際大学学長 濱名 篤氏

IRを考える時の最初のポイントは、IRについては研究としてのIRと実践としてのIRがありますが、日本では実践と実践とIRだと思
います。

二つ目のポイントは、他大学・ベンチマーク大学との比較から見ることです。スウィング氏の話でもありましたが、IRによって自分の大学の中で見えてくるものが多くあるのではないかと
いうことです。

三つ目は、スウィング氏や山田氏と大分印象が違うのですが、事業団は既にIRに近いことを実施しているとい
うことです。ただ、もっと教育改善とい
うことをしないと、実は経営改善に
つながらないという、日本の大学の
持っている課題がそこにはほぼ集約さ
れるのではないかと考えています。

この経営改善と教育改善をどうつな
げるのかという問題をIRからどう学
ぶのかということ、我々は考えなけ
ればならないと思います。

四つ目は、IRを幾つかのグループ、
コンソーシアムではもう始めていると
いうことです。しかし、自分たちが得

た情報に基づくイメージはばらばらだ
と感じています。なぜなら、規模や機
能、権限によって大学差がかなりある
からです。実際に、スウィング氏に紹
介された様々な大学に行くと、何万人
規模の大学でもIRオフィスは一人し
かない大学もあるわけです。

IRのデータの収集法・使用法とい
うのは組織が置かれている状況によっ
てかなり違うので、その組織に有益と
なる利用を考える必要があります。

そして、日本でIRを実施するにあ
たり、最大の問題はコストです。その
対策として、自前で似たようなテスト
を作って実施しているという大学もあ
ります。

例えば、関西国際大学では、適応度
調査というものを十年ぐらい前から実
施しています。自分たちのテストを使
うほうが、過去を比較の対象とするこ
とができて分析しやすいのです。そう
いう選択もあるのだらうと思います。

共通のテストをどう作るか。これが
日本の場合ほとんどありません。そう
いう点では、標準化をする、あるいは
情報公開を義務づけるということだけ
では足りません。IRに資するこのよ
うな開発を実践していかなければなら
ません。国が考えていかなければいけ
ないのは、このようなコンソーシアム
の形成を支援していく、あるいはその
活用を支援していくということが必要
になるのではないのでしょうか。

自己診断チェックリストをご活用ください

― 高等学校編（平成二十二年度版）について ―

1 はじめに

自己診断チェックリストは、私学事業団が平成十九年八月に公表した「学校法人活性化・再生研究会―最終報告―」において、学校法人が本チェックリストを参考に自ら経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うためのモデルとして提示されました。

本チェックリストは、「大学・短大編」と「高等学校編」の二種類があり、各編とも内容は、財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と法人組織体制等についての定性的なチェックを目的とした「管理運営等に関するチェックリスト」の二部構成になっています。

本チェックリストの作成にあたっては、本事業団ホームページ（http://www.shigaku.go.jp/s_center_checklist22.htm）に掲載のエクセル版を利用すると、決算書等から数値を入力することで、比較的容易に作成できます。

本号では、「高等学校編」を中心に活用方法を紹介します。

2 財務比率等に関するチェックリスト

①概要

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人全体を「法人全体用」で、設置する学校を「学校単位用」で、それぞれチェックする構成になっています。学校法人全体だけでなく、部門別にチェックすることで、どの部門が法人全体の収支にどの程度の影響を与えているかを把握するとともに、財務分析の基礎となる要素（人数、単価等）に分解して分析することにより、一層問題点を把握しやすくなっています。また、部門別、要素別に分析すること、部署ごとに、どこが良く、どこに問題があるかが明確になり、とくに他人ごとになりがちな財務の問題を経営者だけでなく、教職員一人ひとりが自分の担当部署の業務に結びつけて考えるきっかけになることが期待されます。

チェック項目は、法人全体用では「消費収支状況」、「資金収支状況」、「運用資産状況」、「外部負債状況」の四区分九項目（表1参照）を設定し、また、学校単位用では、「消費収支状況」、「生

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（法人全体用）

区分	チェック項目	チェック内容
Ⅰ 消費収支状況	1 帰属収支差額比率	収支状況はどうか（損益ベース）
	2 人件費比率	収入に対して人件費はバランスがとれているか
	3 補正人件費依存率	
Ⅱ 資金収支状況	4 教育研究活動収支差額比率	収支状況はどうか（キャッシュベース）
Ⅲ 運用資産状況	5 積立率	安定的に経営を行う上で保有すべき資産を備えているか
	6 運用資産超過額対教育研究CF比	
	7 運用資産対教育研究CF比	
Ⅳ 外部負債状況	8 外部負債対帰属収入比率	収入に対し過大な借入金等の外部負債を抱えていないか
	9 外部負債超過額対教育研究CF比	

表2 財務比率等に関するチェックリストの項目（学校単位用）

区分	チェック項目	チェック内容
Ⅴ 消費収支状況	1 帰属収支差額比率	収支状況はどうか（損益ベース）
	2 人件費比率	収入に対して人件費はバランスがとれているか
	3 志願倍率	志願者数は入学定員に対しどの程度か
Ⅵ 生徒数関係	4 合格率	合格者数は受験者数に対しどの程度か
	5 歩留率	入学者数は合格者数に対しどの程度か
	6 推薦割合	推薦者数は入学者数に対しどの程度か
	7 入学定員充足率	入学者数は入学定員に対しどの程度か
	8 収容定員充足率	在籍者数は収容定員に対しどの程度か
	9 奨学費割合	授業料等の減免割合はどの程度か
Ⅶ 教職員関係	10 専任教員一人当たり生徒数	専任教員一人で何人の生徒を担当しているか
	11 専任教員対非常勤教員割合	非常勤と専任の教員割合はどの程度か
	12 専任職員一人当たり生徒数	専任職員一人で何人の生徒を担当しているか
	13 専任教員対専任職員割合	専任教員と専任職員の割合はどの程度か
	14 専任教員一人当たり人件費	専任教員の一人当たり人件費負担額はどの程度か
	15 専任職員一人当たり人件費	専任職員の一人当たり人件費負担額はどの程度か
Ⅷ 経費関係	16 生徒一人当たり経費支出	生徒一人当たりにかかる経費はどの程度か

徒数関係」、「教職員関係」、「経費関係」の四区分一六項目（表2参照）を設定しています。各項目の評価は、絶対評価（法人自ら設定した目標値や適正値を基に、その達成度をA～Eまでの五段階で評

価）、相対評価（全高等学校法人の中での自法人の位置をA～Eまでの一〇段階で評価）、趨勢評価（四年前と比較した現在の数値が改善したか否かをA～Eまでの五段階で評価）の三つを設定しています。

表3 財務比率等に関するチェックリスト（学校単位用）より抜粋 (単位：百万円)

項目			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	増減 H21-H17	伸び率 増減/H17	絶対 評価	相対 評価	趨勢 評価
V消費収支状況	1 帰属収支差額比率	c/a	5.1%	4.8%	3.0%	-5.9%	-4.5%		-9.6%	-188.9%	E ↑	D+ ↑	E ↑
	帰属収入（資産売却差額等臨時的な要素を除く）	a	690	685	676	645	621		-69	-10.0%			
	消費支出（資産処分差額等臨時的な要素を除く）	b	655	652	656	683	649		-6	-0.9%			
	帰属収支差額	c=a-b	35	33	20	-38	-28		-63	-180.0%			
	○（絶対評価）10%以上を安定的に確保＝A、直近年度は10%以上＝B、直近年度は0%以上10%未満＝C、直近年度は0%未満＝D、0%未満が連続＝E ○（趨勢評価）5ポイント以上増＝A、2.5ポイント以上増＝B、2.5～△2.5ポイント増減＝C、2.5ポイント以上減＝D、5ポイント以上減＝E												

表4 財務比率等の階層区分（抜粋）
高等学校部門 帰属収支差額比率（％）

第1階層 (E-)	～ -19.8	第6階層 (C+)	0.8 ～ 3.2
第2階層 (E+)	-19.7 ～ -11.2	第7階層 (B-)	3.3 ～ 6.4
第3階層 (D-)	-11.1 ～ -6.1	第8階層 (B+)	6.5 ～ 9.7
第4階層 (D+)	-6.0 ～ -2.5	第9階層 (A-)	9.8 ～ 15.0
第5階層 (C-)	-2.4 ～ 0.7	第10階層 (A+)	15.1 ～

これにより、例えば、「高等学校の
人件費比率は全国的には低い水準にあ
るが、本学園の収支状況から算出した
目標値には達していない」、「入学定員
充足率は改善傾向にあるが、全国の高
等学校との比較では低い数値である」
等、視点を変えた多角的な評価が行え
るようになっていきます。

さらに、リーダーチャートを用いた
分析から総合評価が行えるようになって
いきます（次頁図参照）。

②評価方法等
チェックリストの各項目に記載した
説明文や参考資料等にある階層区分等
を基にして、数値や比率を評価します。

なお、絶対評価にあたっては、各法
人の戦略や学部等系統別・都道府県別
の平均値等を参考に、目標値を設定し
た上で評価を行うことが望ましいです
が、項目によっては、参考として目標
となる値や考え方を示しています。

表3は、財務比率等に関するチェッ
クリスト（学校単位用）から、収支状
況を見る最も基本的な比率である帰属
収支差額比率を抜粋したものです。

絶対評価は、直近五年間における高
校部門の基本金組入額が帰属収入の
八・五％～一一・二％であることから、
帰属収入の一〇％以上必要と考え絶対
評価の基準にしています。このモデル
ケースでは、二十、二十一年度ともに
帰属収支差額比率はマイナスになって
いますので、絶対評価は、「〇％未満
が連続」のEとなります。

相対評価は、二十一年度の帰属収支
差額比率がマイナス四・五％であるこ
とから、表4の階層区分に当てはめ
ると第4階層に位置しますので、D+と
なります。

趨勢評価は、十七年度から二十一年
度にかけて九・六ポイント減少してい
ますので、「五ポイント以上減」のE
となります。

モデルケースの帰属収支差額比率の
評価結果は、低位であり、かつ悪化傾
向にあることから、この学校部門の収
益性に問題があるとみられます。収入
については、生徒数を中心に入学定員

充足率や歩留率等からの分析を、支出
については、教職員数や教職員一人当
たりの人件費単価、生徒一人当たりの
経費等からの分析を行います。分析結
果により、収支悪化の要因を見つけ、
収支改善に向けた方策を検討し、実行
していくことになります。

③リーダーチャートによる総合評価
財務比率等に関するチェックリスト
のうち、特に重要な項目を基に、レ
ダーチャートを活用した総合評価を行
うことができます。

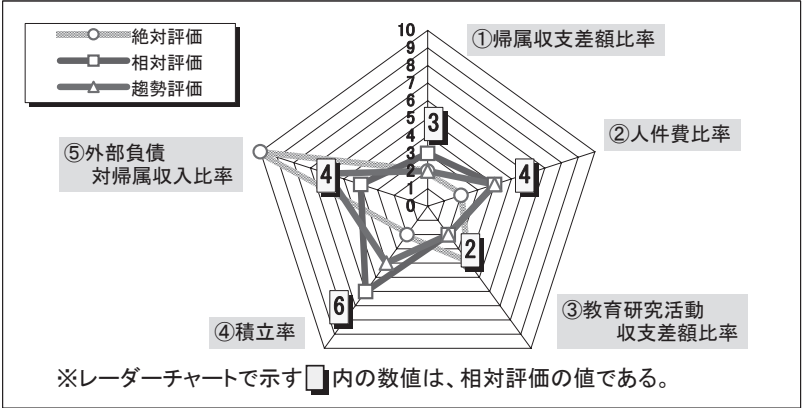
作成にあたっては、各項目の評価を
数値に読み替えますが、絶対評価、趨
勢評価と相対評価で評価の段階数が異
なりしますので、三つの評価でバラン
スをとる必要があります。評価を数値化
する際に「相対評価」は十段階をその
まま利用し、「絶対評価」、「趨勢評価」
はA～Eまでの五段階評価を二倍にす
ることで調整しています。

法人全体用のリーダーチャートは、
フロアの評価として、①帰属収支差額
比率、②人件費比率、③教育研究活動
収支差額比率を設定し、また、スタッ
クの評価として、④積立率、⑤外部負
債対帰属収入比率を設定しています
（次頁図①参照）。

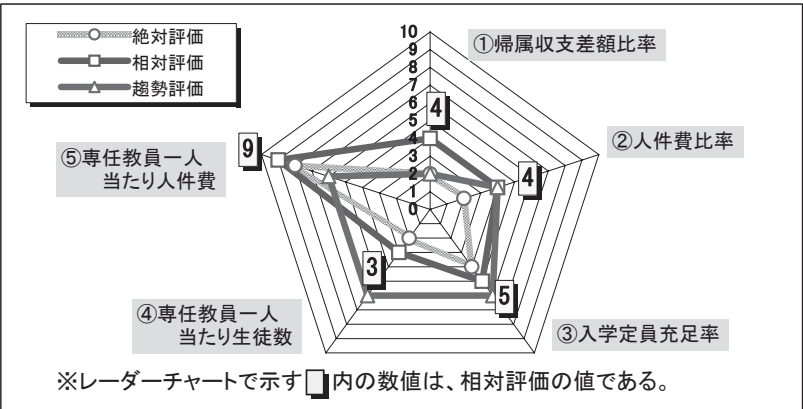
学校単位用のリーダーチャートは、
財務状況の評価として、①帰属収支差
額比率、②人件費比率を設定し、また、
財務を構成する要素の評価として、③

図 レーダーチャートによる評価の事例

(1) 法人全体用



(2) 学校単位用



入学定員充足率、④専任教員一人当たり生徒数、⑤専任教員一人当たり人件費を設定しています(図(2)参照)。
いずれのレーダーチャートも五点を結んだ図形が大きく広がっているほど経営状態が良いことを示し、逆に、図形が小さい時、外側への広がりには、いびつな形になっている時は、当該項目に問題がある可能性があるため、この部分に原因があるかを分析し、改善策を検討する必要があります。

助成業務

3 管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、学校法人が本来実施すべきポイントとなる定性的な項目として、「経営理念と戦略の策定」、「ガバナンスの確立」、「組織運営の円滑化」、「危機管理体制の構築」、「財務体質の改善」、「学内内容の改善」、「生徒への支援」、「情報公開と発信」の八区分五〇項目を設定しています。

表5 管理運営等に関するチェックリスト(高等学校編より一部抜粋)

チェック欄	主な項目
1.経営理念と戦略の策定	○ 1 建学の精神を、時代に即した使命として確立し、全部門に明示しているか
	○ 2 建学の精神を踏まえた経営戦略を策定しているか
	× 3 全学の総意により、中長期計画・経営戦略等を策定しているか
	× 4 経営環境(内部・外部)と経営資源(ヒト・モノ・カネ等)の変化を分析し、経営戦略に反映しているか
	× 5 中長期計画の進捗度を定期的に把握し、結果の評価や見直しを行っているか
2.ガバナンスの確立	○ 6 理事長を中心とする理事会が学校法人の最終的な決定機関として機能しているか
	⋮ ⋮

なお、法人種別により実施すべきポイントが異なるため、「大学・短大編」と「高等学校編」では、項目内容が異なっています。
項目ごとに自法人の実情に照らし合わせて、該当するものに「○」、該当しないものに「×」等をつけます(表5参照)。

4 まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は一つの参考例ですので、実際に分析をする際には、これを基礎に適宜、修正・追加するなど、さらに自法人の実態にあった形に変更するとより効果的です。

現在、特に財務上大きな問題がなくとも、収支を将来的に悪化させるような要因が内在している場合があります。「財務比率等に関するチェックリスト」でDやEがついた項目や「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」がなかった項目については、原因や問題点を分析し、法人内での共通理解の下、学園一体となった経営改善につなげていただければ幸いです。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供業務を行っています。詳しくは、本事業団ホームページの「私学経営情報センターが行うサービスの案内」(http://www.shigaku.go.jp/files/s_center_service23.pdf)を参照ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 経営支援室
☎〇三(三三三〇)七八三〇・七八三一
Eメール shien@shigaku.go.jp

「限度額適用認定証」の交付申請

七十歳未満の人が入院したときに、窓口負担を軽減することができます

通常、医療機関の窓口で支払った自己負担が高額になった場合、「高額療養費」「一部負担金払戻金」又は「家族療養費付加金」が後日学校法人等を経由して現金で支給されます。

しかし、一時的でも窓口で高額な支払いをすることは大きな負担となります。このため、七十歳未満の人が入院した場合、「加入者証」とともに「限度額適用認定証」を窓口で提示すると、受診者は「高額療養費算定基準額」（自己負担限度額）までを医療機関に支払えばよいことになります。

この制度は、「高額療養費」に相当する部分を私学事業団が医療機関に支払うことにより、窓口の自己負担が軽減されるものです。

●「限度額適用認定証」の交付申請手続き

「限度額適用認定申請書」に所定の事項を記入のうえ、学校法人等を経由して申請してください。申請用紙は、私学共済事業ホームページからダウンロードできます。

ロードできます。

なお、「限度額適用認定証」の提示ができなかった場合、窓口の自己負担は三割（又は二割）となりますが、「高額療養費」は「一部負担金払戻金」等とともに学校法人等を経由して、自動払いで支給されますので手続きは必要ありません。

●七十歳以上の人が入院したとき

七十歳以上の人が入院したときは「高齢受給者証」で自己負担限度額が確認できるため「限度額適用認定証」は必要ありません。

高額療養費算定基準額（自己負担限度額）	
上位所得者 (標準給与の月額が53万円以上)	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1%
一般	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%
低所得者 (加入者本人が 市区町村民税非課税者)	35,400円

【一般の事例】

総医療費300,000円のときの自己負担限度額

80,100円＋（300,000円－267,000円）×1%＝80,430円

*「限度額適用認定証」を提示しなかったときの窓口自己負担は90,000円（3割）となります。

*「一部負担金払戻金」等は後日現金で支給されます。

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

接骨院・整骨院にかかるとき、加入者証が使用できない施術があることをご存知ですか。加入者証が使用できない施術を受けたときは、全額自己負担になります。加入者証が使える場合と使えない場合を正しく理解したうえで、接骨院・整骨院の施術を受けるようにしましょう。

●加入者証が使えるとき

加入者証を使って柔道整復師の施術を受けることができるのは、急性又は亜急性の外傷による打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）に限られます。

骨折・脱臼の施術は、応急処置などやむを得ない場合に限り加入者証が使えます。

応急処置後の施術には医師の同意が必要で、医師の同意がない場合は、加入者証が使えません。

●加入者証が使えないとき

整形外科等で治療を受けながら同時

に柔道整復師の施術を受けた場合、原則として柔道整復師の施術分は療養費の適用になりません。

次の場合も加入者証は使えません。

- ①加齢による単なる肩こり・腰痛
- ②スポーツ等による筋肉疲労
- ③病氣（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
- ④単なるマッサージ代わりの利用など症状改善がみられない長期の施術

●加入者証を使って施術を受けたとき

加入者証を使ったときは、柔道整復師が加入者に代わって私学事業団に療養費を請求することになります。

「療養費の支給申請書」の「委任欄」には、次の①～④を確認のうえ、自筆で署名してください。

- ①支払った金額と一部負担金が一致しているか
- ②受診回数はあっているか
- ③負傷名・負傷原因は正しいか
- ④施術内容があっているか

●施術内容の照会について

接骨院・整骨院からの請求の中には、療養費の適用にならないと思われる施術が一部見受けられます。療養費を適切に支給するため、受診者に施術日数や施術内容について照会することがあります。照会文が届きましたら、対象となる加入者に渡してください。

平成二十三年
特定健康診査等の確実な実施に向けて
— 学校法人等のご協力をお願いします —

今年度の特定健康診査・特定保健指導の実施については、六月下旬に学校法人等へご案内をしています。

特定健診制度では、各医療保険者が「後期高齢者支援金」を拠出していますが、平成二十五年度からは受診率等の成果に応じて加算・減算が行われる仕組みとなっており、私学事業団でも年間四十四億円程度の増減が見込まれ、その結果が本事業団の財政に大きな影響を及ぼす可能性があります。

特に加入者の特定健康診査は、学校法人等で行う定期健診結果を活用しますので、学校法人等からの健診結果データの提出が、実施率に大きく影響します。今年度もさらなるご協力をお願いします。

特定健康診査

1 健診結果データの作成・提出

加入者の健診結果データについては、六月下旬に対象校へ送付したガイドブック「四十歳からの元気をサポートする本」十二・十三頁にしたがい、作成・提出してください。

(1) 提出時の必須項目の確認

健診結果データに不備・不足があると保健指導の判定処理ができません。健診結果データを提出する際には、左表の必須項目にもれがないようご確認ください。

必須項目	
健診実施年月日（※①）	
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲（※③）
血圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール（※③）・中性脂肪
肝機能	GOT・GPT・γ-GTP
血糖	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c
尿検査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
質問票（※②）	「血圧」「血糖」「コレステロール」それぞれを下げる薬の使用の有無
	喫煙の有無

※昨年度、特に不備が多かった項目は次のとおりです。

※①健診実施年月日

特定健康診査に替えることができる定期健診結果は当該年度中に実施した健診に限ります。健診実施日が二十三年度中（二十三年四月一日～二十四年三月三十一日）であるものを提出してください。

※②質問票

特定健康診査では、健診結果のほかに質問（問診）項目として「血圧」「血糖」「コレステロール」それぞれを下げる薬の使用の有無・喫煙の有無の回答が必須となります。

学校法人等で行う定期健康診断を健診機関へ委託する際には、問診項目に前記薬の使用の有無・喫煙の有無を含めるようご協力ください。

※③腹囲・LDLコレステロール

二十年度から定期健康診断の必須項目に含まれていますが、不足している学校法人等が多く見受けられます。受診もれないようご注意ください。

(2) Excelデータ作成・チェック機能の活用

私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）に掲載している「Excelデータ作成・チェック機能」を使用することにより不備のない健診結果データの作成・提出ができます。ぜひご活用ください。

「Excelデータ作成・チェック機能」をご活用ください

操作手順



① 私学共済事業ホームページ「特定健康診査・特定保健指導」から「健診結果提出用Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードしてください。

② 「健診結果・質問票項目」シートに対象者の健診結果を入力してください。

③ 健診結果入力後「メニュー」シートの「健診結果データチェック実行ボタン」を押し、入力した健診結果データのチェックを実行してください。

④ 入力した健診結果データに不備がある場合、エラー表示が出ます。「エラーログ」シートからエラー内容を確認して、エラー箇所を修正した後、再度③の要領で、データチェックを実行してください。

⑤ 入力した健診結果に不備がなければ「メニュー」シートの「提出データ等出力ボタン」を押し、FD・CD・Rなどの磁気媒体に健診結果データを保存してください。

※保存されたファイル名は変更せず、そのまま提出してください。

2 被扶養者への受診券の配付

被扶養者が利用する「受診券」は、六月下旬に学校法人等あてに送付し、加入者を経由して被扶養者に渡していただくこととなっています。

昨年度は、被扶養者から「受診券」を受け取っていないという問い合わせが多くありました。「受診券」は加入者から被扶養者へ確実に渡していただくよう周知をお願いします。

特定保健指導

1 特定保健指導を利用しやすい職場環境の整備

特定保健指導を利用するための機会の拡充や実施率の向上は、加入者の健康の保持・増進につながります。

対象者が就業時間中に特定保健指導を利用できるような職場環境づくりにご協力ください。

2 学校訪問型の保健指導の積極的な利用

対象者の利便をはかるため、看護師、保健師、管理栄養士が学校法人等へ訪問し、特定保健指導を行うことができます。保健指導機関と契約をしています。希望する学校法人等は、次の保健指導機関に直接連絡し、詳細について問い合わせてください。

(1) (株) 全国訪問健康指導協会

全国各地にスタッフを配置しています。実施形態を一括調整型と個別調整型（日程調整を対象者ごとに調整）の二種類から選択できます。

【問い合わせ先】

☎〇三（五二〇九）八五五三
担当 中前、佐々

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前十時～十二時
午後二時～五時

(2) ヘルスケア・コミッティー(株)

主に埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県にスタッフを配置し、東京大学医学部附属病院（二十世紀医療センター）との予防医学における産学連携（共同研究）により、効果的な保健指導の開発・運営を行っています。二三年度は、保健指導の対象人数が二〇名以上の学校法人等に訪問し、個別の保健指導を実施します。

【問い合わせ先】

☎〇三（三八一五）五〇〇六
担当 廣瀬、菊地

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前九時～午後六時

震災対応

東日本大震災にかかる私学共済制度の取り扱い

※六・七月号に続きご案内します。

被災した加入者等が医療機関にかかるとき（七月一日から）

窓口で加入者証等の提示が必要で
す。また、窓口で支払う自己負担額の免除を受けるためには、「一部負担金等免除証明書」の提示も必要です。

「一部負担金等免除申請書」に、免除の理由に応じた必要書類を添付して私学事業団に提出してください。

なお、免除の対象者で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、本事業団に請求し、還付を受けることができます。「一部負担金等還付請求書」を本事業団に提出してください。

災害見舞金等の請求を引き続き受け付けています

住居や家財に三分の一以上の損害を受けたときは、災害見舞金と付加金を、五分の一以上の損害を受けたときは、災害見舞金付加金を請求できます。

掛金・児童手当拠出金にかかる納期限延長の取り扱いの変更

青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の地域に所在する学校

法人等の延長後の納期限が左記のとおり決定しました。

対象となる学校法人等に対しては、平成二十三年六月二十一日付通知文で既にお知らせしております。

対象学校法人等	①青森県・茨城県の地域に所在する学校法人等 ②災害救助法の適用市町村（東京都を除く）のうち、 栃木県・千葉県・新潟県・長野県に所在する学校法人等
対象となる調定掛金等	平成23年2月調定分から平成23年5月調定分掛金等
延長後の納期限	平成23年7月29日（金）
口座振替の再開	平成23年6月調定分から
納付の猶予	震災等により学校法人等の財産に相当な損失を受けたことで、延長後の納期限までに納付が困難な場合は、納付の猶予を受けることができます。詳細については、掛金課までお問い合わせください。

なお、岩手県・宮城県・福島県の地域に所在する学校法人等の延長後の納期限は、引き続き未定です。今後の取り扱いも、災害の復旧状況等を踏まえ対応する予定です。

詳しくは、私学共済事業ホームページで「東日本大震災への対応」を掲載していますので、ご覧ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

—ご利用ください—

共済業務の 相談窓口

私学事業団では、年金や医療をはじめ共済業務に対して加入者や事務担当者、年金者の皆様からの相談をお受けしています。相談は直接来所していただくほか、電話又は文書でも受け付けています。ぜひご利用ください。

相談体制

共済業務の相談は、共済事業本部の広報相談センター相談室、各ガーデンパレス（東京・京都を除く）の共済業務課のほか、本事業団が委嘱している私学共済相談員（次頁参照）がお受けしています。

相談受け付け

月曜日～金曜日

（祝日及び年末・年始を除く）

午前九時～午後五時十五分

※私学共済相談員は午後一時～四時

電話による相談

休み明けや午前中は電話が大変混雑しますので、比較的空いている午後にお電話してくださいよう協力ください。

文書による相談

① 加入者番号又は年金証書記号番号、② 氏名（フリガナ）、③ 生年月日、④ 郵便番号・住所、⑤ 電話番号を必ず記入してください。

また、正確な回答を行うためにも、相談内容ができるだけ詳しく記入してください。

年金の試算

年金の試算は五十歳以上を対象に受け付けています。年金の試算を依頼する際には、加入者番号、氏名（フリガナ）、生年月日等を記入した文書、又は来所によりご相談ください。

※試算を依頼する場合の書式の見本は、私学共済事業ホームページの年金コーナー「年金見込額の試算を申し込むには」に掲載しています。なお、年金の試算は個人情報に関する内容ですので、代理人（家族や事務担当者）が依頼する場合には本人の委任状が必要です。

様式用紙等の請求

様式用紙等の請求専用ファクシミリを設置しています。請求の際は、① 学

校名、② 学校記号番号、③ 郵便番号・住所、④ 電話番号、⑤ 担当者名、⑥ 様式用紙名（様式番号のみは不可）、⑦ 必要部数を明記してください。
なお、一部の様式用紙等は私学共済事業ホームページの「様式用紙等のダウンロード」コーナーからダウンロードすることもできますのでご利用ください。
(<http://www.shigakukyosai.jp/>)

私学事業団への

お問い合わせの際には

お問い合わせの内容によっては、加入者番号を伺うことがあります。加入者証等で加入者番号を確認のうえ、ご連絡ください。

※加入者番号が分からない場合は、学校名、氏名・生年月日などから調べることでありますが、お時間をいただくことがあります。

また、年金請求方法についてのお問い合わせの際には、他の公的年金制度の加入履歴等をお手元に置いて連絡してください。

私学共済事業ホームページの「こんなときどうする」「年金コーナー」もあわせて活用してください。

【共済業務の相談窓口一覧】

相談窓口		電話番号	様式用紙等の請求専用FAX番号
共済業務課	広報相談センター相談室	03(3813)5321(代表)	03(3813)1081
	札幌ガーデンパレス	011(222)6234(直通)	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6231(直通)	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1388(直通)	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9701(直通)	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134(直通)	082(262)1149
	福岡ガーデンパレス	092(752)0651(直通)	092(713)3581
私学共済相談員（年金試算を除く）		次ページを参照してください	

私学共済相談員一覧

相談日／月曜日～金曜日 午後1時～4時

事務担当者の相談窓口として相談員制度を設けています。事務手続きなどについてお気軽にご相談ください。

平成23年4月1日現在

県名	氏名	所属学校等	学校所在地	電話番号
青森	長内弘光	弘前学院本部	〒036-8577 弘前市稔町13-1	0172(36)5224
山形	小座間瑠美子	山形学院高等学校	〒990-0039 山形市香澄町3-10-8	023(641)4116
福島	佐藤二郎	コングレガシオン・ド・ノートルダム	〒960-8112 福島市花園町3-6	024(531)6805
群馬	田代文衛	樹徳高等学校	〒376-0023 桐生市錦町1-1-20	0277(45)2258
新潟	真保稔	新潟経営大学	〒959-1321 加茂市希望ヶ丘2909-2	0256(53)3000
石川	安部玲子	北陸学院法人事務局	〒920-1396 金沢市三小牛町イ-11	076(280)3858
山梨	早川由美子	東海大学甲府高等学校	〒400-0063 甲府市金竹町1-1	055(227)1111
長野	丸山正樹	松本大学松商短期大学部	〒390-1241 松本市新村2095-1	0263(48)7200
岐阜	高井俊樹	美濃加茂高等学校	〒505-0027 美濃加茂市本郷町7-6-60	0574(26)7181
滋賀	井上清久	滋賀短期大学	〒520-0803 大津市竜が丘24-4	077(524)3605
奈良	湯谷明生	帝塚山大学	〒631-0034 奈良市学園南3-1-3	0742(43)4433
和歌山	西岡幸男	開智高等学校	〒640-8481 和歌山市直川113-2	073(461)8080
鳥取	岡本知巳	米子北高等学校	〒683-0804 米子市米原6-14-1	0859(22)9371
島根	竹内利幸	出雲北陵高等学校	〒693-0073 出雲市西林木町3	0853(21)1871
山口	岡本朗	山口県鴻城高等学校	〒754-0002 山口市小郡下郷258-2	083(972)0307
香川	八木美佐子	英明高等学校	〒760-0006 高松市亀岡町1-10	087(833)3737
佐賀	前田昭と俊	佐賀学園高等学校	〒840-0801 佐賀市駅前中央2-9-10	0952(30)4281
長崎	本岡吉彦	長崎国際大学	〒859-3243 佐世保市ハウステンボス町4-3	0956(27)0666
宮崎	中嶋清信	宮崎日本大学高等学校	〒880-0121 宮崎市島之内6822-2	0985(39)1121
鹿児島	藤崎久美子	川島学園本部	〒891-0101 鹿児島市五ヶ別府町3591-3	099(286)1515

災害貸付

水震火災その他の非常災害を受け、資金を必要とするとき

東日本大震災にかかる特例住宅貸付及び特例災害貸付については、本誌六月号十二頁又は、私学共済事業ホームページをご覧ください。

申し込み資格

加入者期間が引き続き一年以上の加入者（任意継続加入者を除きます）

貸付額

標準給与の月額の六か月分相当額の範囲内（限度額二〇〇万円）

貸付利率

年二・〇〇％
（平成二十三年四月現在の特例利率）

申し込み手続き

貸付申込書及び借用証書に公共機関が発行する災害証明書を添付し、学校法人等を経由して申し込んでください。

申込受付期間

災害発生日以後六か月以内です。

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

標準給与基礎届書の提出はお済みですか

平成23年の「標準給与基礎届書」を未提出の場合は、至急提出してください。

平成23年度 都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました

7月7日(木)、名古屋ガーデンパレスにおいて、文部科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました。

【平成23年度議題】

- ・私学事業団（共済事業）の現況及び事業計画の概要について
- ・都道府県補助金について
- ・私学事業団（共済事業）からの業務連絡等について
- ・東日本大震災の対応等について

無効の加入者証回収と返納のお願い

加入者（任意継続加入者も含む）の資格喪失及び被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証及び加入者被扶養者証は必ず返納してください。

- ① 加入者証等を紛失し、返納できないときは、「加入者証等返納不能届書」を提出してください。
- ② 加入者等が後期高齢者医療制度に加入した後は、私学事業団の加入者証等は使用できませんので、返納してください。

標準処理期間をホームページに掲載しています

私学事業団が届け出や請求を受け付けてから処理するまでの標準的な期間（郵送期間を除きます）を私学共済事業ホームページの「事務担当者コーナー」に掲載しています。

標準処理期間は、すべての手続きがこの期間内に処理されることをお約束するものではありませんが、書類に不備がない場合のおよその目安としてご利用ください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度（任意加入）です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。

加入者向広報「レター」9月号等の送付

加入者向広報「レター」9月号、「積立貯金のご案内」を8月下旬より、学校法人等あてに送付します。

送付物は7月末現在の加入者数で送付します。部数が不足している場合は、広報班までご連絡ください。

8月の共済業務スケジュール



1日(月)	掛金	6月調定分納期限
2日(火)	貸付	送金
6日(土)	貸付	7月分定期償還期限
10日(水)	貯金	払込期限（必着）
15日(月)	貸付	9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貸付 貯金	送金 送金
25日(木)	貯金 積立共済年金	払戻・解約請求締め切り 脱退申出等締め切り
29日(月)	掛金 貸付	7月調定分口座振替（自振校のみ） 8月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日(水)	貸付 掛金	9月22日送金申し込み締め切り 7月調定分納期限

9月の共済業務スケジュール



2日(金)	貸付	送金
6日(火)	貸付	8月分定期償還期限
9日(金)	貯金	払込期限（必着）
15日(木)	貸付	10月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

「東日本大震災」に関する問い合わせ先

私学事業団では、東日本大震災に関する各業務へのお問い合わせにつきまして、常時、電話やEメールで受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

被災された加入者等の共済業務に関するお問い合わせ

共済事業本部

☎03(3813)5321 (代表)
Eメール kyosai.saigaitaisaku@tcn-catv.ne.jp

※Eメールでのお問い合わせの際は、住所・氏名（フリガナ）・電話番号（携帯電話可）などをご記入ください。

学校法人の災害復旧等に関するご相談

私学振興事業本部

融資に関するご相談
融資課

☎03(3230)7861～7863
Eメール yushi@shigaku.go.jp

学校経営に関するご相談
私学経営情報センター

☎03(3230)7838・7839
Eメール center@shigaku.go.jp

※ホームページでも、震災に関するお知らせを随時掲載していますのでご覧ください。

事業団トップページ (<http://www.shigaku.go.jp/>) にアクセスし、下記のどちらかをクリックしてください。

学校法人の災害復旧等に関する
東日本大震災への対応(助成業務)

被災された加入者等に関する
東日本大震災への対応(共済業務)

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

東日本大震災により被災された学校法人等に対する復旧支援融資（融資条件変更のご案内）

月報私学6月号（VOL.162）8頁に「学校法人等に対する復旧支援融資のご案内」を掲載したところですが、このたび、被災された学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のために行う災害復旧費（特別災害・一般災害）及び教育環境整備費（災害復旧経営資金）について、融資条件を下記のとおり緩和いたしました。

（1）資産査定額について

融資額の算定にあたっては、①事業査定額、②資産査定額、③担保査定額の中で最も低い額が融資の上限となります。そのうちの②資産査定額の算出式を以下のとおり変更します。

私学事業団の借入金残額を控除しない算定方法に変更することにより、資産査定額が増額されます。

従 前：（総資産－総負債）×30（40）％
－事業団借入金残額
復旧支援融資：（総資産－総負債）×30（40）％

（2）融資金利について

6月号のご案内では、契約月にかかわらず6年目以降の金利を一定としておりましたが、通常の災害復旧費の

金利を上回らないよう、契約日現在の金利を適用することとしました。

（3）連帯保証人について

連帯保証人については、1名以上としていたところですが、復旧支援融資については連帯保証人を不要といたします。

詳細につきましては、本事業団のホームページをご覧ください。

融資部 融資課

☎03(3230)7861～7863

Eメール yushi@shigaku.go.jp

平成22年度版「今日の私学財政」を送付します

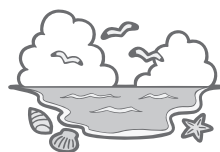
平成22年度学校法人基礎調査、学校法人等基礎調査にご協力いただいた該当する部門を設置する学校法人等を対象に、平成22年度版「今日の私学財政」（幼稚園・特別支援学校編、専修学校・各種学校編）を8月中旬に送付いたします。

今後の学校経営の中で財務分析や財政運営の参考としてご活用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7840・7841

Eメール center@shigaku.go.jp



宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

北の大地の特産品が大通公園に登場

大通公園（札幌市）の名物である「とうきびワゴン」に、「黒もちきび」が登場しました。

紫トウモロコシとも呼ばれる「黒もちきび」は、19世紀に松前藩に伝来し、北の大地に根づいた在来の品種です。噛み応えがありモチモチとした食感は、年配者には懐かしい味ですが、ここ大通公園では、古くて新しい札幌の味です。



大通公園

札幌ガーデンパレス 開業20周年特別プラン

特典

ご予約の際に、朝食付きか
 Q U Oカード（1,000円分）
 のどちらかを選択できます

1泊1名様（シングル）
 1泊2名様（ツイン）

〔8月〕

6,200円
 11,000円

〔9月〕

5,200円
 9,500円



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

札幌ガーデンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311
 (JR「札幌」駅南口から徒歩7分。地下鉄「大通」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-sapporo.com>

融資事業のご案内

平成23年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成23年8月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊 戯室等の建築事業並びに校 (園)地の買収事業等	年% 1.8	年% 1.1	年% 0.8
【特別施設費】 寄宿舍、国際交流会館、セミ ナーハウス等の建築事業並び に当該施設建築のための土地 買収事業等	1.9	1.2	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専 修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.7
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	1.1	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・
 元金措置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感の
 ある」本事業団資金のご利用を検討されて
 はいかがでしょうか。

23年度融資のご希望については、現在受
 付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp



今月の表紙

広島文教女子大学

広島文教女子大学のテーマは「教育に感動を。」その教育の特色の一つは、全学科の学生を対象に展開される英語専用施設「BECC」で行われる英語コミュニケーション授業。また、2011年10月頃には、新しい正門やサッカー専用グラウンドなどが完成します。開発面積は、東京ドーム約1個分に相当します。